

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反のある建物名称等を

ホームページに公表します

運用開始：平成31年4月1日～

【違反対象物の公表制度とは】

建物を安心して利用していただくために、情報公開の一環として、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を射水市のホームページで確認できる制度です。

公表の対象となる建物は

- ・ 飲食店、店舗等、不特定多数の方が利用する建物
- ・ 病院、社会福祉施設等、一人で避難が難しい方が利用する建物

公表の対象となる違反内容は

- ・ 以下の消防用設備等の設置義務があるのに設置されていない建物
- ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備

公表の方法は

- ・ 射水市のホームページへの掲載

※公表は違反が是正されるまでの間継続します。



公表する内容は

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

★お問い合わせ先★

射水市消防本部防災課 56-9483

射水消防署予防課 56-9481 新湊消防署予防課 82-8337

射水市消防本部